

令和 5 年 度

市・道民税特別徴収の手引き

根 室 市

特別徴収事務のお問い合わせは

総務部 税務課 課税担当

根室市常盤町2丁目27番地

電話 0153-23-6111 内線2152・2153

I 市・道民税特別徴収事務取り扱いについて

1 特別徴収とは

市・道民税の特別徴収とは、給与の支払者が毎月給与を支払う際に納税者が納めるべき市・道民税を12か月に分けて徴収し納入する制度です。

2 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者とは、「給与の支払いをする際所得税を徴収して納付する義務がある者」で、市長が指定した給与の支払者です。

3 税額通知書の配布

特別徴収義務者への通知書とあわせて納税者への通知書をお送りしますので、各納税者へ配布してください。

4 月割額の徴収

別紙の「市民税・道民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の月割額が算出されていますので、それに基づいて各納税者から引き去りしていただきます。

第1回目の月割額は6月の給与から引き去りし、退職等の異動、市からの税額変更通知がない限り、決定通知書に記載の各月毎の月割額を翌年5月まで引き去りしてください。

5 月割額の納入

各納税者から引き去りしていただいた月割額の合計額を、同封の当月分「納入書」を使用し、引き去りした月の翌月10日までに、市の指定金融機関（大地みらい信用金庫本店・支店、根室市役所内派出所）又は収納代理金融機関（11ページ「市民税・道民税特別徴収月割額納入場所」参照）で納入して下さい。

6 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事業所等には、年2回に分けて納入する制度があります。手続きについては、表記の担当課までおたずねください。

7 納期限後の納入

納期限後に月割額を納入する場合には、次のような負担がかかります。

〔延滞金〕

納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ納付すべき税額（1,000円未満の端数があるときはその端数を、またその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に下記割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付してください。

※当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項の規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）が7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年14.6%の割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）

〔滞納処分〕

納期限までに納入しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合、滞納処分を受けることになります。

8 特別徴収税額の変更

納税者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、「市民税・道民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」をお送りしますので、その後の月割額は、この通知書に記載されている月割額で引き去りしてください。

なお、「市民税・道民税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は、各納税義務者に配付してください。

9 納税者の異動

納税者の異動（退職・転勤・死亡等）により給与の支払を受けなくなった場合には、異動があった月の翌月の10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し提出してください。

なお、転勤等をして引き続き特別徴収を希望されるときは、新しい給与の支払者と連絡の上、特別徴収に係る給与所得者異動届出書の「特別徴収継続の場合」欄に記入してください。

10 社名変更、住所変更等の届出

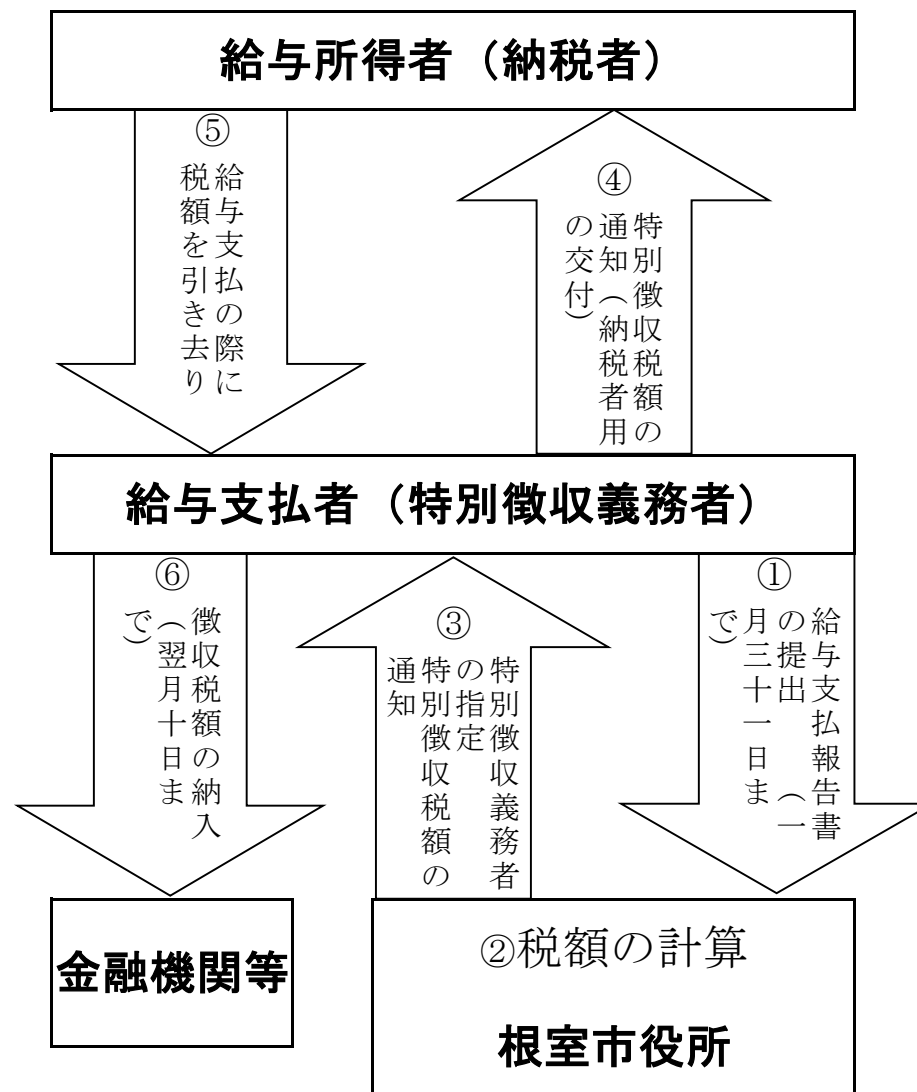
会社名や住所等に変更があった場合には、すみやかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

11 個人番号、法人番号の記入

納税者の異動があった際に提出していただく「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」について、納税者の個人番号、特別徴収義務者の法人番号（個人事業主については個人番号）の記入が必要となります。

また、会社名や住所等に変更があった際に提出していただく「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」についても、法人番号の記入が必要となります。（個人事業主については個人番号の記載の必要はありません。）

特別徴収の方法による納税のしくみ



II 退職・転勤等に伴う特別徴収事務について

特別徴収されている納税者が、退職、転勤、死亡等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合には、翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

1 新勤務先で特別徴収を継続する場合

納税者が転勤、転職等をした場合において、新勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合は、事前に新勤務先の経理担当者と連絡を取り「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に新しい給与の支払者の名称、所在地及び特別徴収継続申請欄を記載し提出してください。

2 残りの特別徴収税額（月割額）は…

納税者が退職等によって、特別徴収をできなくなった場合には、残りの月割額は自分で納めていただくか（普通徴収といいます。）退職月の給与などから一括して徴収し、給与支払者を通して納入するか（一括徴収といいます。）いずれかの方法によります。

6月から12月に退職する方	<ul style="list-style-type: none">・本人の申出により一括徴収することができます。・一括徴収しない場合には、後日市役所より送付される納税通知書により本人が直接納めます。
1月から4月に退職する方	<ul style="list-style-type: none">・本人の申出の有無にかかわらず、必ず一括徴収しなければなりません。

ただし次のような場合には一括徴収できません。

- ・退職などに際し支払われる給与、退職手当等が、残りの税額よりも少ない場合。
- ・死亡による退職の場合。（相続人が納税義務を継承します。）

なお、本人の申出を必要とする場合においても、出来る限り、一括徴収していただけますようご指導方お願いいたします。

3 中途就職者の特別徴収は…

普通徴収の方法により納税していた方が、年の中途で就職し特別徴収に切り替える場合には、「特別徴収の切替依頼書」をご提出ください。

市役所から、特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、以降はこの通知書に基づき特別徴収してください。

4 異動届出書の提出が遅れると

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出が遅れますと、納税通知書の発付が遅れ、納税者が一度に多額の税額を納付しなければならないこととなりますので、提出期限の厳守をお願いします。

5. 異動届出書の記載方法

特別徴収税額の通知書の特別徴収税額（年税額）を記載してください。なお、年の途中で税額変更のあった方については変更後の年税額を記載してください。

徴収した月分及び徴収済の税額、未徴収分の税額を記載してください。

退職及び転勤などをした日を記載してください。

お手続きが必要な年度に○をつけてください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」を記載してください。

該当する異動理由の番号を記載してください。7を選択する場合は、理由も記載してください。

該当する異動後の未徴収税額の徴収方法の番号を記載してください。

新しい勤務先に連絡した月割額及び徴収開始月を記載してください。

新しい勤務先が根室市の指定番号を保有していない新規の事業所の場合は、特別徴収税額の納入書の要否を選択してください。

一括徴収をする月及び一括徴収税額を記載してください。

婚姻などで姓が変わった場合は新姓の他に（ ）書きで旧姓も記載してください。

特別徴収の通知書に記載されている「受給者番号」を記載してください。なお、「受給者番号」欄が空欄の場合、記載は不要です。

納税者が退職・転勤などにより住所を変更した場合に記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で1を選択した場合、新しい勤務先の指定番号、所在地、名称、担当者名、電話番号等を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で2を選択した際に、ご本人の申出による場合は1を、異動が1月1日以降の場合は2を記載し必要事項を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で3を選択した場合、理由となる番号を記載し必要事項を記載してください。

根室市長殿
給与支払報告
特別徴収
に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者
指 定 番 号

相 連 当 結 者 先 所 属 氏 名 電 話 内 線 ()

所在地 〒

フリガナ

氏名又は名称

個人番号
又は法人番号

給 与 所 得 者

フリガナ

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

個 人 番 号

受 給 者 番 号

1 月 1 日 現 在 の 住 所

異 動 後 の 住 所

(ア) 特別徴収税額 (年税額)

(イ) 徴収済額

(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)

異 動 年 月 日

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収 (本人納付)

1. 退職・長期欠付
2. 転勤
3. 死亡
4. 合併
5. 支払少額・不定額
6. その他
7. 事由・理由

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者
指 定 番 号

所在地 〒

フリガナ

氏名又は名称

法人番号

担 当 者 所 属 氏 名 電 話 内 線 ()

新 しい 勤 務 先 へ は、 月 割 額 円 を

月 分 (翌月10日納入期限分) から

徴 収 し、 納 入 す る よ う 連 絡 済 み で す。

受 給 者 番 号

納 入 書 の 要 否 (新 規 の 場 合 の み 記 載)

右 から 番 号 を 記 入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴 収 予 定 日 月 日

徴 収 手 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)

左 記 の 一 括 徴 収 し た 税 額 は、

月 分 (翌月10日納入期限分) で

納 入 し ま す。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※ 市町村記入欄

6. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の記載例

【記載例1】 退職（残りの税額を普通徴収または一括徴収にする場合）

年税額 12,500円で、9月30日に退職。

9月分までは特別徴収済、徴収済税額4,500円、未徴収税額8,000円については、普通徴収または一括徴収。

6月分1,500円、7月分以後1,000円

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
根室市長様	給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地	特別徴収義務者 指定番号	9500001						
●年10月2日提出	フリガナ 氏名又は名称	●●シヨウジ		担連 当務者 先	所属 氏名	総務課 根室 一郎					
	個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	0153-23-6111 内線(1234)						
フリガナ	ハボマイ イチロウ	氏名	苗舞 一郎	特別徴収税額 (年税額)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
生年月日	昭和50年10月10日	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額	6月	9月	10月	●年	1	1. 特別徴収継続	
受給者番号		1月1日 現在の住所	根室市大正町1丁目30番地	徴収済額	6月	9月	10月	9月	2. 一括徴収	2. 3. 普通徴収	
異動後の住所	釧路市黒金町7丁目5番地	異動後の住所	12,500円	未徴収税額	4,500円	8,000円	30日	30日	3. 普通徴収	(本人納付)	

記載不要

2. 一括徴収の場合		理由		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
1	1. 異動が令和●年12月31日までに、一括徴収の申出があったため	9月	30日	8,000円					
2	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								

3. 普通徴収の場合		理由		茶 付 町 付 記 入 欄	
1	1. 異動が令和●年12月31日までに、一括徴収の申出がないため				
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				
	3. 死亡による退職であるため				

【記載例2】 転勤（転勤先で特別徴収を継続する場合）

年税額 395,000円で、10月1日に転勤。

9月分までは特別徴収済、徴収済税額131,800円、未徴収税額263,200円。転勤先で10月から特別徴収を継続する。

6月分33,100円、7月分以後32,900円

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
根室市長様	給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地	特別徴収義務者 指定番号	9500002						
●年10月2日提出	フリガナ 氏名又は名称	●●シヨウジ クシロシデン		担連 当務者 先	所属 氏名	総務課 根室 二郎					
	個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	0153-23-6111 内線(1234)						
フリガナ	ハボマイ ジロウ	氏名	苗舞 二郎	特別徴収税額 (年税額)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
生年月日	昭和60年12月28日	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額	6月	9月	10月	●年	2	1. 特別徴収継続	
受給者番号		1月1日 現在の住所	根室市弥生町2丁目5番地	徴収済額	6月	9月	10月	10月	2. 一括徴収	2. 3. 普通徴収	
異動後の住所	釧路市黒金町7丁目5番地	異動後の住所	395,000円	未徴収税額	131,800円	263,200円	1日	1日	3. 普通徴収	(本人納付)	

記載不要

1. 特別徴収継続の場合		理由		新しい勤務先へは、月割額 32,900円を 10月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	1000111	法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	所在地	釧路市鳥取南7丁目1番2号
フリガナ	●●シヨウジ	担 当 者 連 絡 先	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	所属 氏名	経理課 国後 一郎
氏名又は名称	●●商事株式会社	電話	0153-24-3188 内線(2345)	受給者番号	
		納入書の要否 (徴収の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要	

注: 事前に新勤務先の経理担当者と確認してください。

Ⅲ 退職所得に係る市民税・道民税の分離課税

1 退職所得の分離課税とは

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市・道民税は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら計算し、その支払の際に徴収していただくことになっています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市・道民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

2 納税義務者

分離課税に係る所得割の納税義務者は、市区町村内に住所を有する方のうち、退職手当等の支払を受ける方です。

3 課税市区町村

分離課税に係る所得割の課税（納入先）市区町村は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職者の住所所在の市区町村です。

4 課税されない退職手当等

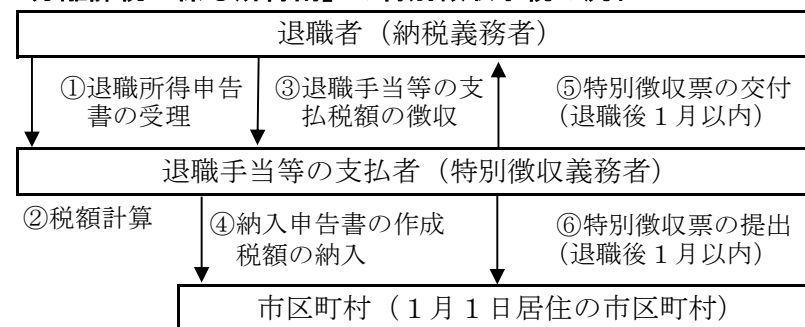
次に掲げる退職手当等については、分離課税に係る所得割は課税されません。

- (1) 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない場合
- (2) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- (3) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない方
- (4) 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等は、相続税法の規定により、相続税の対象となるため課税されません。

5 支払確定日（支払を受けるべき日）

通常は、退職した日にその所得が生じたものとされます。又会社の役員で、株主総会の決議を要するものは決議のあった日、ただし支払金額の定めのないときは、その金額の定められた日に生じたものとされます。

6 「分離課税に係る所得割」の特別徴収手続の流れ



① 退職所得申告書は所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙です。

なお、退職所得申告書は、支払者の手元に保管してください。

② 税額計算は、「分離課税に係る所得割の求め方」を御参照ください。

③ 退職手当等の支払の際に、税額を徴収してください。

④ 徴収した税額は、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。

なお、事務処理上「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」を提出していただきますようお願いいたします。

⑤ 特別徴収票は、所得税の源泉徴収票と同一様式です。

なお、分離課税に係る所得割が課税されない方については、交付の申出がある場合を除き退職者への交付は要しません。

- ⑥ 法人（人格のない社団又は財団も含む）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含む。）以外の受給者の特別徴収票については、市区町村に提出する必要はありません。

7 分離課税に係る所得割の求め方

(1) 退職手当の金額

$$\boxed{(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2}$$

※ただし勤続年数が5年以内の法人役員等については上記の1/2を乗じる措置はありません。

※勤続年数が5年以内で短期退職手当等に係る退職所得の計算のうち、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分については1/2を乗じる措置はありません。

(2) 退職所得控除額の算出

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げします。障害者になったことにより退職した場合には、上記金額に100万円を加算してください。

(3) 退職所得の税額の計算方法

税額は、退職所得の金額に税率（市民税は6%、道民税4%）を適用して計算します。

このようにして計算された市民税と道民税の合計金額が、特別徴収する金額となります。

市民税	退職所得金額 × 6%
道民税	退職所得金額 × 4%

計算例1

（退職手当等の収入金額10,741,000円、勤続年数19年4ヶ月の場合）

- (1) 退職所得控除額を求める。40万円×20年=800万円
 (2) 退職所得控除額控除後の退職所得の金額を求める。
 10,741,000円-8,000,000円=2,741,000円 → 1,370,000円
 (2分の1を乗じて算出した金額の千円未満切捨て)

- (3) 税率を適用し税額を求める。

市民税 1,370,000円×6%=82,200円

道民税 1,370,000円×4%=54,800円

合計額 82,200円+54,800円=137,000円 → 特別徴収税額

計算例2

（退職手当等の収入金額29,747,214円、勤続年数38年の場合）

- (1) 退職所得控除額を求める。
 800万円+70万円×(38年-20年)=2,060万円
 (2) 退職所得控除額控除後の退職所得の金額を求める。
 29,747,214円-20,600,000円=9,147,214円 → 4,573,000円
 (2分の1を乗じて算出した金額の千円未満切捨て)

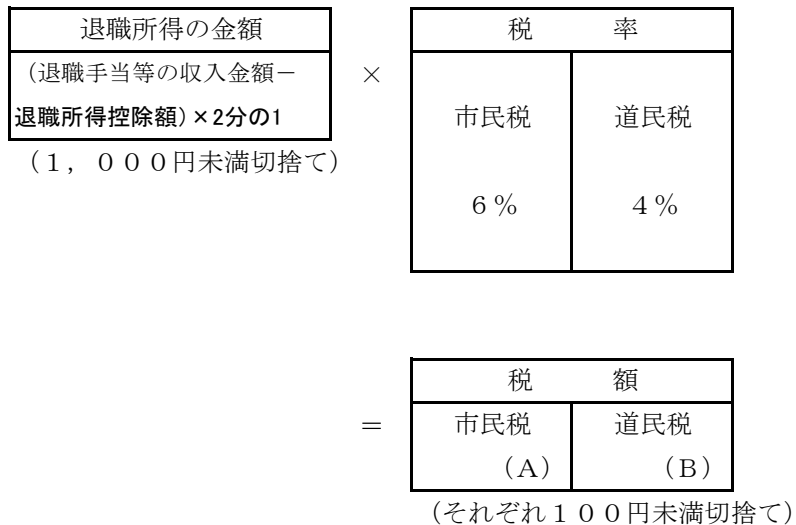
- (3) 税率を適用し税額を求める。

市民税 4,573,000円×6%=274,300円（百円未満切捨て）

道民税 4,573,000円×4%=182,900円（百円未満切捨て）

合計額 274,300円+182,900円=457,200円 → 特別徴収税額

参考1 特別徴収税額計算の流れ



参考2 所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
3年	1,200	2,200	25年	11,500	12,500
4年	1,600	2,600	26年	12,200	13,200
5年	2,000	3,000	27年	12,900	13,900
6年	2,400	3,400	28年	13,600	14,600
7年	2,800	3,800	29年	14,300	15,300
8年	3,200	4,200	30年	15,000	16,000
9年	3,600	4,600	31年	15,700	16,700
10年	4,000	5,000	32年	16,400	17,400
11年	4,400	5,400	33年	17,100	18,100
12年	4,800	5,800	34年	17,800	18,800
13年	5,200	6,200	35年	18,500	19,500
14年	5,600	6,600	36年	19,200	20,200
15年	6,000	7,000	37年	19,900	20,900
16年	6,400	7,400	38年	20,600	21,600
17年	6,800	7,800	39年	21,300	22,300
18年	7,200	8,200	40年	22,000	23,000
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000	41年以上		
21年	8,700	9,700		22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ごと に700千円を加算 した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ごと に700千円を加算 した金額
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

IV 納入書の記入方法

1 納入書の送付

納入書には、6月分から翌年5月分までの貴社（所）の納入すべき税額を「納入金額（1）」欄に記載してお送りいたします。

2 納入書の記入方法

納入金額が「納入金額（1）」欄の金額と一致している場合はそのままお使いください。

納入金額が一致していない場合は下記のとおり金額を修正し、お使いください。

- ・「納入金額（1）」欄は横線で抹消してください。
- ・「納入金額（2）」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入金額を記入してください。

3 記入上の留意点

根室市では市民税・道民税特別徴収の納入書をO.C.R.により処理しております。

したがって、納入書の取り扱いにつきましては下記の点にご留意くださいますようお願いいたします。

- ・黒のボールペン又はペンで記入してください。
- ・¥記号、車線等は記入しないでください。
- ・記入数字は直接機械で読み取りますので枠からはみ出ないように記入してください。
- ・納入書は折り曲げたり、汚したり、穴を開けたりしないでください。

北海道根室市 個人市民税 領収証書 (公)			北海道根室市 個人市民税 納入書 (公)			北海道根室市 個人市民税 領収済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
012238	02770-4-960063	根室市会計管理者	012238	02770-4-960063	根室市会計管理者	012238	02770-4-960063	根室市会計管理者
令和●年9月分		指定番号	令和●年9月分		指定番号	令和●年9月分		指定番号
		9999999			9999999			9999999
納入すべき金額が右の納		億千百十万千百十円	納入すべき金額が右の納		億千百十万千百十円	納入すべき金額が右の納		億千百十万千百十円
入金額(1)の欄の金額と異な		000375600	入金額(1)の欄の金額と異な		000375600	入金額(1)の欄の金額と異な		000375600
るときは、納入金額(1)の欄			るときは、納入金額(1)の欄			るときは、納入金額(1)の欄		
を横線で抹消し、納入金額			を横線で抹消し、納入金額			を横線で抹消し、納入金額		
(2)の欄に記入してください。			(2)の欄に記入してください。			(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和●年10月10日	額	納期限	令和●年10月10日	額	納期限	令和●年10月10日	額
		000375600			000375600			000375600
(特別徴収義務者)		領収日付印	(特別徴収義務者)		領収日付印	(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒087-0041			住所 〒087-0041			住所 〒087-0041		
又は			又は			又は		
所在地 根室市常盤町2丁目27番地			所在地 根室市常盤町2丁目27番地			所在地 根室市常盤町2丁目27番地		
氏名			氏名			氏名		
又は			又は			又は		
名称 根室商事株式会社			名称 根室商事株式会社			名称 根室商事株式会社		
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)	上記のとおり納入します。		(ゆうちょ銀行等保管)	上記のとおり領収しましたので通知します。		根室市会計管理者様 (根室市保管)

「納入金額（1）」欄は横線で抹消してください。
「納入金額（2）」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入金額を記入してください。

左と同じ要領で記入してください。

左と同じ要領で記入してください。

【退職所得に係る納入書の記載例】

この申告書は退職所得に係る市民税・道民税を納入する際に使用する申告書ですので、退職手当等の支払いがあった月のみ記載してください。

- 1 「令和 年 月分」欄
退職手当等から市民税・道民税を特別徴収した「年」と「月」を記載してください。
- 2 「人員」欄
退職手当等を支給した方のうち本市に市民税・道民税を納める人数を記載してください。
- 3 「退職手当等支払金額」欄
「人員」欄に記載された方に対して支給した退職手当等の支払い金額の合計を記載してください。
- 4 「特別徴収税額」欄
「人員」欄に記載された方について算出された市民税・道民税のそれぞれの合計額を記載してください。

- (注1) 退職手当等の支払いがあった月については、この手引きに掲載している「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」（役員等の方は「退職所得の特別徴収票」）に記載して、根室市役所総務部税務課課税担当へ提出して下さい。
- (注2) 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、申告納入書には個人番号を記入せずに金融機関に提出してください。

納入書（裏）

市民税 道民税		納 入 申 告 書	
根室市長様			
令和 ●年 8月 10日 提出			
		令和 ●年 7月分	人 員 1 人
退職手当等支払金額	十 億	千 百 十 万 千 百 十 円	
		1 0 7 4 1 0 0 0	
特別徴収税額	市民税		8 2 2 0 0
	道民税		5 4 8 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 087-0041 所在地 根室市常盤町2丁目27番地 氏名又は 根室商事株式会社 印 名 称 個人番号又は 9999999999999999 法 人 番 号			(受付印)

納入書（表）

北海道根室市		個人市民税 個人道民税		領収証書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
012238	02770-4-960063	根室市会計管理者			
		指 定 番 号	納入金額 (1)		
令和 ●年 7月分		9999999	527,500 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分一括徴収分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
	入 退職所得分		5 2 7 5 0 0		
延滞金	入 退職所得分		1 3 7 0 0 0		
	金 延滞金				
納期限	令和●年 8月10日	額			
(2) 合計額		6 6 4 5 0 0			
(特別徴収義務者) 住 所 〒 087-0041 又は 所在地 根室市常盤町2丁目27番地 氏 名 根室商事株式会社 名 称		領 収 日 付 印			
上記のとおり領収しました。(納入者保管)					

北海道根室市		個人市民税 個人道民税		納 入 書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
012238	02770-4-960063	根室市会計管理者			
		指 定 番 号	納入金額 (1)		
令和 ●年 7月分		9999999	527,500 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分一括徴収分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
	入 退職所得分		5 2 7 5 0 0		
延滞金	入 退職所得分		1 3 7 0 0 0		
	金 延滞金				
納期限	令和●年 8月10日	額			
* 日計	口 (2)	6 6 4 5 0 0			
(特別徴収義務者) 住 所 〒 087-0041 又は 所在地 根室市常盤町2丁目27番地 氏 名 根室商事株式会社 名 称		納 領 収 日 付 印			
上記のとおり納入します。(ゆうちょ銀行等保管)					

北海道根室市		個人市民税 個人道民税		領収済通知書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
012238	02770-4-960063	根室市会計管理者			
納定年度	賦課年度	科 目	月 数	指 定 番 号	
0●0●	0107		99	999999	
ID	市区町村コード	納 給与分一括徴収分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
			5 2 7 5 0 0		
納入金額 (1)	入 退職所得分		1 3 7 0 0 0		
納入すべき金額が上の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		金 延滞金			
納期限	令和●年 8月10日	額			
取りまとめ店	ゆうちょ銀行 小樽貯金事務センター (〒047-0794)	(2) 合計額	6 6 4 5 0 0		
指定金融機関	大地みらい信用金庫本店	領 収 日 付 印			
取りまとめ店		(特別徴収義務者) 住 所 〒 087-0041 又は 所在地 根室市常盤町2丁目27番地 氏 名 根室商事株式会社 名 称			
上記のとおり領収しましたので通知します。 根室市会計管理者 様 (根室市保管)					

「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「退職所得分」欄にそれぞれにか 左と同じ要領で記入してください。 かる金額を、「合計欄」にそれらの合計金額を記入してください。

左と同じ要領で記入してください。

市民税・道民税特別徴収月割額納入場所

市の公金収納取扱機関

市税等、市の公金収納取扱機関は次のとおりです。

◎根室市指定金融機関

大地みらい信用金庫本店・支店、同市役所内派出所

◎根室市収納代理金融機関等

北海道銀行本店・支店、北洋銀行本店・支店、根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、
落石漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、道東あさひ農業協同組合根室支所、
北海道信用漁業協同組合連合会根室支店、北海道内のゆうちょ銀行及び郵便局、
根室市役所歯舞支所

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

												年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度													
根室市長様		給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号														
年 月 日提出			フリガナ											担連 当絡 者先	所属 氏名													
			氏名又は名称												電話	内線 ()												
			個人番号 又は法人番号																					←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載				
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																			
	氏 名																											
	生年月日	年 月 日																										
	個人番号																											
	受給者番号																											
	1月1日 現在の住所																											
異動後の 住所																												

1. 特別徴収継続の場合

新しい 徴収 義務 先	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所在地	〒										担 当 先 者 連 絡	所 属 氏 名											受給者番号			
	フリガナ												電 話											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/>	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称												内線 ()														

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が	年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
		2.	年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	<input type="checkbox"/>	3.	死亡による退職であるため	

特別徴収への切替依頼書

(あて先) 根室市長様 年 月 日	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	法人番号		特別徴収義務者 指定番号		<input type="checkbox"/> 新規
		フリガナ				
		名称		連絡先	所属	
		所在地	〒		氏名	
				電話		

給与所得者 <small>(特別徴収申出者)</small>	フリガナ		年 税 額	納 入 済 額	未納付額	特別徴収開始月
	氏 名				<small>(特別徴収に切り替える税額)</small>	
	生年月日		円	円	円	月分から
	住 所		<small>(第 期分まで)</small>	<small>(第 期分から)</small>	<small>(月 日納期限)</small>	
	納税通知書番号		税額連絡の要否	<input type="checkbox"/> 必要 (月 日までに電話連絡) ・ <input type="checkbox"/> 不要		
		備考欄				

注
意
事
項

- 1 太枠の中をご記入ください。
- 2 住所は1月1日現在の住所(分からない場合は現住所)をご記入ください。
- 3 根室市からの特別徴収税額通知書の発送は、月2回となります。
- 4 給与支払者欄の法人番号については、個人事業主の方は個人番号を記載する必要はありません。

退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書

(根室市提出用)

根室市長様 年 月 日	特別徴収義務者の名称 (氏名)	特別徴収義務者の所在地 (住所)	担当者	(係名)	(電話)
				(氏名)	

指 定 番 号	納 入 年 月 日
	年 月 日

退 職 者 (納税者)		退職手当等支払金額	勤続年数	特 別 徴 収 税 額		退職日 (支払確定日)	退職手当等を同一 年に2か所以上受 けたことの有無
1 月 1 日 の 住 所	氏 名			市 民 税	道 民 税		
1	(生年月日)	円	年	円	円		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
2	(生年月日)	円	年	円	円		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3	(生年月日)	円	年	円	円		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
4	(生年月日)	円	年	円	円		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
5	(生年月日)	円	年	円	円		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
年 月 分		人 員	支 払 金 額 合 計	特 別 徴 収 税 額 合 計			
		人	円	市 民 税	道 民 税		
				円	円		

- (お願い) 1 分割納入する場合は、その分割表を添付してください。
 2 他に退職金が支給されている場合は、退職所得申告書(写し)もしくは特別徴収票(写)又はその計算書を添付してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(当該番号を○印で囲んで下さい。)

年 月 日提出

根 室 市 長 様 (新)		下記のとおりお届けします。	
所在地 名称(社名)または 個人(氏名)		法人番号	特別徴収義務者指定番号
電話			
変 更 1 名称変更 2 住所変更			
変 更 事 由	変 更 前	変 更 後	
住 所			
名称 (法人名) または (個人名)			
変 更 年 月 日	年 月 日		
3 休業 (年 月 日) 4 解散 (年 月 日) 5 閉鎖 (年 月 日)			
変更後の氏名及び所属課名 ならびに電話番号	氏 名	課 係	電話 局 () 内線 番